

社会福祉法人 胡屋福祉会 胡屋保育園 重要事項説明書

1. 施設運営主体

事業所名	社会福祉法人 胡屋福祉会
法人所在地	沖縄市胡屋2丁目8番8号
連絡先	098-933-0268
代表者名	理事長 我謝 孟親

2. 事業の目的・運営方針

胡屋保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受入れ、保育を行うこと。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援等を行うよう努めます。

3. 施設の概要

施 設 の 種 類	保 育 所		
施 設 の 名 称	胡 屋 保 育 園		
施 設 所 在 地	沖縄市胡屋2丁目8番8号		
認 可 年 月 日	昭和 60 年 7 月 31 日		
連 絡 先	098－933－0268		
施 設 長 名	園 長 我謝 孟親		
利 用 定 員	3号認定	0歳児…8名 1歳児…16名 2歳児…16名	計 80 名
	2号認定	3歳児…16名 4歳児…16名 5歳児…8名	
特別保育の種類	・保育所地域活動 ・延長保育 ・発達支援保育		

4. 設備

設備	部屋数	設備	部屋数
乳児室・ほふく室	1	調理室	1
保育室	5	調乳室	1
事務室・保健室	1	幼児用トイレ	3
会議室	1	身障者用トイレ	1

5. 職員体制について（令和6年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	職務の内容
園長	1名	1名		園長は、保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むと共に職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任保育士	1名	1名		園長を補佐すると共に計画の立案や保護者からの育児相談及び保育内容について他の職員を統括する。
副主任保育士	1名	1名		園長と主任保育士を補佐し、保育の内容について他の職員の補佐をする。また、事務も兼務する。
保育士	15名	14名	1名	保育課程及び指導計画の立案、その計画に基づいて子どもが安定した生活や充実した活動が出来るよう保育を行う。

支 援 員	1名	1名		発達支援児の援助や園内外の子どもの活動の見守り等を行う。
調 理 員	3名	3名		献立に基づく発注・調理業務及び職員に関する活動を行う。
保 育 補 助 者	3名	1名	2名	保育補助者は、保育士の職務を助ける。

6. 開園日・開園時間及び休園日

開 園 日	月曜日から土曜日まで(土曜日休日の保護者は家庭保育のご協力をお願い致します)	
開 園 時 間	7:30～19:00	
保 育 時 間	保育標準時間	7:30～18:30
	保育短時間	①8:00～16:00 ②9:00～17:00 (2パターン)
延 長 保 育	保育標準時間	18:30～19:00
	保育短時間	①7:30～8:00 / 16:00～19:00 ②7:30～9:00 / 17:00～19:00
休 園 日	・日曜日 ・祝祭日 ・国民の休日 ・6月23日(慰霊の日) ・12月29日～1月3日(年末年始休み) ※臨時休園(台風等自然災害によりやむえない事由による場合)	

7. 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料は、沖縄市へお支払い下さい。お支払い方法や保育料については、沖縄市保育・幼稚園課へお問い合わせ下さい。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は保育料に含まれませんので別途お支払い頂きます。

ア. 延長保育

各種認定保育時間共通	18:30～19:00	30分単位 150円
短時間保育 ①	7:30～8:00 / 16:00～18:30	
短時間保育 ②	7:30～9:00 / 17:00～18:30	

(3) その他実費徴収について

内 容	対 象 児	金 額
帽子(カラー帽子)	入園児のみ	900円
連絡帳	0・1・2歳児	190円 / 随時
クレヨン	2・3・4・5歳児(希望者のみ)	460～500円
粘土箱	3・4・5歳児(希望者のみ)	300～480円
画帳	2・3・4・5歳児	220～440円 随時
主食費/副食費	3・4・5歳児(対象児のみ)	5,000円 / 月
観劇料	4・5歳児	1,500～2,000円
絵本代	2・3・4・5歳児(希望者のみ)	420～500円 / 月

※金額は物価変動によって年度で多少額が変わります。

(4) 支払方法について

(2)・(3)の上記の実費徴収については口座振替にて毎月20日にご指定口座より引落されます。期日までに引落の確認ができない場合、納付書にて振込をお願い致します。

(5) その他徴収について

上記の他、個人用教材について必要に応じてご負担頂く場合、適宜ご案内いたしますので、その際はご了承下さい。

8. 入園児に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの(就労調査票)
- (3) 児童の体調を確認するもの(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)
・母子手帳のコピー ・アレルギー検査票(アレルギー対象児のみ)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの(児童票)

9. 保育園と保護者の連絡について

- (1) 保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します
- (2) 乳幼児は体温、食事、排便の状況などできるだけ詳細に記入して下さい
- (3) 月に1回園だより、クラスだよりを発行いたします。行事等の連絡事項をお知らせいたします。

10. 食事の提供について

- (1) 毎日の食事を園で調理し提供しています。
- (2) 行事等によりお弁当の持参をお願いする日があります。

11. アレルギーの対応状況

アレルギーにより食事に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談下さい。その際は、医師による指示書の提出が必要になります。

12. 衛生管理について

- ・調理員、看護師及び保育士(乳児担当者・フリー保育士)は、毎月検便検査を実施しています。
- ・水質検査を1日2回(午前・午後)、害虫駆除は年に4回行っています。

13. 嘱託医

内科医	潮平 俊治 (しおひら内科・腎クリニック)	歯科医	比嘉 正明 (比嘉デンタルクリニック)
-----	-----------------------	-----	---------------------

14. 緊急時の対応

お預かりしている園児に健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときに保護者との連絡がつかない場合には、速やかに医療機関への搬送を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応しています。		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練 (月1回)		
防災設備	・自動火災報知機 ・煙感知器 ・非常通報装置 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器		
避難場所	第1避難場所	胡屋保育園	第2避難場所 諸見小学校

16. 虐待防止のため、以下の措置を講じています

- ① 沖縄市子ども健康相談課による年に1回の訪問指導を受けています。
- ② 虐待防止の研修等に職員を参加させています。

17. 保護者会について

- (1) 年1回の保護者会総会の開催があります
- (2) 保護者会活動があります(バザー、レクリエーション等)
- (3) 保護者会費の徴収があります(保護者会会計担当者が管理しています。)
※保護者会費は、保育園の実費徴収とは別途になります。

18. 保護者の方が用意するもの

別途入園のしおりに記載されています。

19. 保育の開始及び終了に関する事項

(1) 保育の開始について

沖縄市より入園決定され支給認定を受けた保護者に本重要事項説明書等に同意を頂き、保育の提供を開始いたします。

(2) 保育の終了について

以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・ 2号、3号認定に該当しなくなったとき。(卒園を含む)
- ・ 市外に転出するとき
- ・ 保護者から退園の申請があったとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

20. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当	主任 新垣 美智子
相談・苦情解決責任者	園長 我 謝 孟 親
第三者委員	金城 喜代美 與座 嘉一郎
受 付 方 法	来園、文書、電話等により受け付けます。 ※保育園の玄関前と中に意見箱を設置しています。

21. 賠償責任保険の加入状況

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険種類	賠償責任保険

22. 個人情報に関する事項

(1) 当園では園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため必要な範囲の目的に利用いたします。

(2) 情報の提供

当園では、取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理・保護いたします。ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合があります。

- ・ 保護者の承諾がある場合
- ・ 法令により開示を求められた場合
- ・ 保育園の嘱託医など、保育園運営に必要な業務委託先に個人状況を提供する場合
- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合、通所施設に通う場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、療育関係事業所や福祉関係者等を含む他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 人命保護のため必要と認められた場合

(3) 園での生活の中の写真の撮影や園内での貼り出し承認。

(4) イベントへ参加、マスコミ等の取材の際、写真撮影・使用の承認。

(5) 実習生、職場体験、インターンシップ等の学生受入れの際、学校での体験学習発表等の写真撮影を載せる場合の承認。

(6) 保護者が園児の行事・イベント等の写真撮影の際、本人や保育園の了解がない場合、第三者等への公開ならびに複製の配布を行わないことに同意。

※ 個人情報とは、氏名や住所の基本情報の他、DVD等の写真の肖像データを含みます。

※ 第三者とは、保護者を含む親類関係以外を指します。

※ 私的ホームページやブログ等(SNS)媒体への掲載や提供などは原則的にできません。

(7) 上記の事項については、入園期間中ならびに退園後も、適用されることに同意します。

土曜日保育についてのお願い

保護者の皆様の就労形態の多様なニーズに伴い、それに対応するために職員のシフト体制も多様化しております。現行の保育制度は原則、保育時間おおむね8時間とされておりますが、前述した保護者の皆様の就労形態に対応するために、各々の保育園にて開所時間を延ばし努力しているところです。

昨今、待機児童問題で全国的に保育士不足により週休を通常保育の日に組み込まなくてはならない状況にあります。日々の保育を安全かつ充実させるためには、職員の週休を土曜日になるべく実施し、保育の質が問われている中、職員間の共通理解を深める会議や各種保育団体の研修への参加を充実させたいと思っております。（※研修は土・日の開催がほとんどです。）

そこで、お仕事がお休みの保護者の方は、乳幼児の大切なときを親子並びに祖父母や兄妹で過ごして頂けたらと思います。もちろん、お子さまの育ちのみならず、保護者の皆様の就労支援も保育園の大切な役割ですので、お仕事の方や用事等があれば登園可能です。

ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

胡屋保育園 重要事項説明書に関する同意書

特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人 胡屋保育園
園長 我 謝 孟 親

私は、上記の事について胡屋保育園の利用にあたっての重要事項説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童名				
保護者住所				
保護者氏名	1	印	児童との続柄	
	2	印		